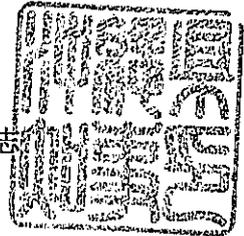




環政第2281号
平成27年3月25日

宜野湾市長
佐喜眞 淳 殿

沖縄県知事
翁長 雄志



(仮称)西普天間住宅土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見について

平成27年2月9日付け宜基ま第54号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県環境影響評価条例第41の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、平成 27 年 3 月末に返還が予定されているキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約 50.8 ha の軍用地跡地を、土地区画整理事業により必要な造成工事を行い、道路、公園、雨水排水施設等の都市施設を整備し、健全な市街地を形成することを目的としている。

事業実施想定区域は、米駐留軍の住宅や倉庫等として使用されていたことから既に土地の改変が行われている場所もあるが、喜友名グスクや、水田跡地の湿地、斜面緑地等、自然度の高い場所も残存している。また、枯れ谷地形のイシジャーや、洞穴のフトウキアブ等、琉球石灰岩地の特徴を呈した地形・地質を有しているとともに、ナカマーガワーヌメーヌカー、チュンナーガー等の湧水群が分布しており、文化的及び学術的に重要な場所が存在している。

本計画段階環境配慮書においては、返還跡地を一括して土地区画整理を行うことから、位置及び規模が既に決定されており、配置に関する複数案として、土地利用に係るゾーニングについて 2 つの配置案が示されている。ゾーニングは、国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン及び自然環境保全ゾーン（墓地ゾーン含む）の 4 種類の土地利用に分けられており、各ゾーンの規模は両案において同一であるが、配置が異なっている。

両案については、何れも幹線道路が同じ配置であり、事業実施想定区域の西側の湿地植生域及び枯れ谷地形のイシジャーを分断する配置となっているが、これらの自然環境は、生物の生育・生息場として重要である。

また、A 案は、枯れ谷地形のイシジャーが埋め立てられる配置案となっており、B 案は、事業実施想定区域の西側の湿地植生域が消失する配置案となっているが、これらの自然環境は先に述べたとおり生物の生育・生息場として重要であるとともに、生物多様性の観点からも重要な自然環境である。さらに、事業実施想定区域には、斜面部等にまとまった緑地が残存していることから、周辺地域を含めた緑地率の向上や、中南部都市圏における緑の回廊（コリドー）の創出への寄与が期待できる。

よって、重大な環境影響を避ける観点からの配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定（以下「配置案の選定」という。）に当たって、本計画段階環境配慮書において設定された 2 案から絞り込みを検討するだけでなく、枯れ谷地形のイシジャー及び西側の湿地植生域の改変を回避するなど環境影響をより回避する配置案を検討し、これらの配置案を含めた上で選定を行う必要がある。

また、前述の検討により計画段階環境配慮書において設定された 2 案と大幅に異なる配置案又は文化財部局等の意見を踏まえることによる配置案が設定された場合等においては、当該配置案に係る配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討を行い、当該配置案について、一般及び関係行政機関の長からの意見の聴取の実施を検討する必要がある。

配置案の選定については、以上の事項を前提とした上で、更に、下記に示す事項を適切に講ずる事により計画段階配慮事項について十分な検討を実施した上で行うこと。

記

総論

1 総括的事項

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 本計画段階環境配慮書は、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が達成される場合その他配慮書対象事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）を含めず作成されているが、含めない理由が明確でないことから、明確にすること。
- (2) 各配置案の配置に関する考え方をより詳細に示すとともに、配置案に示された各ゾーンの規模を含めた必要性を示すこと。
- (3) 各計画段階配慮事項の予測及び評価に当たっては、配慮書対象事業の実施によるマイナスの環境影響についてのみ考慮しているが、都市公園の整備による人と自然との触れ合い活動の場の創出等、配慮書対象事業の実施によるプラスの環境影響についても考慮すること。
- (4) 配置案の選定に当たって、環境配慮の方向性を具体化する場合は、回避又は低減を優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されることがないようにすること。
- (5) 配置案の選定に当たっては、可能な限り米駐留軍による土地利用の履歴を踏まえること。

【方法書以降において講ずべき事項】

- (1) 事業実施想定区域は、米駐留軍用地の跡地であるため、返還に際して、防衛省沖縄防衛局により、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第8条の規定に基づき支障除去措置が行われることから、同措置の状況も可能な限り勘案するとともに、土地利用の履歴を踏まえ環境影響評価を行うこと。

2 調査、予測及び評価の手法について

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 自然環境保全ゾーンは都市公園として整備されることから、当該ゾーンにおいては全ての環境要素が保全されるものと予測及び評価している。しかし、都市公園の種類及び種別によっては、重要な環境要素に影響を与える可能性があることから、その種類及び種別を踏まえた上で、予測及び評価を行うこと。
- (2) 計画段階配慮事項に対する環境影響を回避するためには、調査、予測及び評価並びに環境配慮の方向性に係る検討を可能な限り具体的に行うことが望ましい。ついては、必要に応じて専門家等からの助言を受け、適切な調査を行い重要な環境影響が把握されているか、また、現時点で明らかにできる諸情報を踏まえ予測の不確実性が低減されているか、確認した上で、計画段階配慮事項について十分な検討を行うこと。
- (3) 水象の予測においては、住宅等ゾーンにおいても湧水口が保存されるとしているが、歴史的・文化的環境の予測では、住宅等ゾーンにおける湧水口は保存されないとしており、環境要素間で予測の前提に整合が図れないものが見受けられる。ついては、整合を

図った上で、予測及び評価を行い、不確実性の低減を図ること。

【方法書以降において講ずべき事項】

- (1) 現地調査は、周年を通した四季調査を行うこと。また、生物の調査は、複数日、実施するとともに、夜行性の生物も存在することから、昼間だけでなく、夜間も実施すること。

各論

1 水象

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 「特徴的な地下水の流動の変化」の予測及び評価においては、浸透係数しか踏まえられていないが、可能な限り既存文献を確認し、地下水が地下に留まる平均的な滞留時間を考慮した上で予測及び評価を行うこと。
- (2) 「特徴的な地下水の流動の変化」の予測は、「道路土工 排水工指針（(公) 日本道路協会）」の「土地利用ごとの流出係数」を活用し、森林地帯の流出係数の上限値を用いて行われているが、事業実施想定区域の地質は、琉球石灰岩であることから、事業実施想定区域の土壌及び地盤環境も踏まえた上で予測を行うこと。

【方法書以降において講ずべき事項】

- (1) 「特徴的な地下水の流動の変化の程度」の予測及び評価は、E地下水流域の流域面積を用いているが、E地下水流域としての設定根拠が不明であることから、当該流域による予測及び評価の不確実性が高いと考える。よって、地下水盆の調査を実施し、地下水流域を設定した上で地下水の流動の変化について予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業計画を作成するに当たっては、地下水の利用の有無を明らかにした上で、「地下水の流域の状況の変化」、「特徴的な湧水群の状況の変化」、「地下水湧水量の変化」の予測及び評価を行い、これらへの環境影響の回避又は低減を図ること。
- (3) 地下水涵養量の変化の予測及び評価を行うに当たっては、事業計画や、工法等も踏まえること。

2 地形・地質

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 調査の結果、ポノール及び急崖地形を特徴的な地形として選定しているが、当該地形への影響について予測及び評価が行われていない。については、当該地形の重要性を評価するとともに、当該地形の改変による生態系等への影響の回避又は低減を検討すること。
- (2) 石灰岩堤は、温帯気候で形成されず、亜熱帯気候等の下で長時間をかけて形成され、沖縄県において特異な地形・地質として位置づけられているため、当該地形の改変を可能な限り回避すること。

【方法書以降において講ずべき事項】

- (1) 枯れ谷地形のインジャーを埋立てるとしているA案を選定した場合、「地中において原地形の特徴を可能な限り保存できるよう、埋め立て工法を検討する」との環境配慮の方向性が示されているが、当該地形の特徴を明らかにすること。また、枯れ谷地形のインジャーが生態系等の環境要素にどのように寄与し、どのような要素が重要な地形・地

質として位置づけられるのかを専門家等の助言を受け明らかにした上で、これらの重要な要素が保存されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

- (2) 枯れ谷地形のインジャーの調査の結果において、「谷底にある部分には、ペットボトルなどのごみが散乱する場所がある」とされていることから、これらに対する環境保全措置を検討するに当たっては、当該ごみの処理や、不法投棄防止対策等の廃棄物の適正処理に係る措置についても検討すること。
- (3) ポノール及び急崖地形の調査の結果において、「異臭があるため周辺集落からの生活排水の流入も示唆された」とされていることから、これらに対する環境保全措置を検討するに当たっては、生活排水等の水の汚れに係る環境保全措置についても検討すること。

3 陸域植物

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 計画段階配慮事項として、「植生の分布状況」及び「重要な種」を選定し、各配置案におけるこれらの環境影響の程度を整理し、各配置案を比較して、総合評価を行ったところ、重要な種への環境影響が小さいA案のほうが優れているとしている。しかし、事業実施想定区域周辺は、市街化しており、このような地域において、まとまった群落を残存させることも、重要であることから、まとまった群落への影響の回避又は低減も検討すること。
- (2) 調査結果は、既存文献調査の結果と、現地調査の結果を比較できるよう整理し、整合性等が確認できるようにすること。また、当該整理結果を踏まえ、必要に応じて、予測及び評価を行うこと。
- (3) 既存調査結果の調査日が不明となっているものについては、再度、既存資料を確認し、可能な限り明らかにすること。

4 陸域動物

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

予測及び評価は、重要な種の生息面積の減少率をもって行っているが、動物の生息環境は連続した一定程度のまとまった面積が必要であり、生息面積の減少率のみで予測及び評価することは適当でないことから、残存する面積が、動物が生息する面積として十分であるか予測及び評価を行うこと。

5 生態系

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 動物の移動経路については、事業実施想定区域西側の丘陵地の樹林が残存し、鳥類等の移動経路として機能しうると予測しているが、周辺樹林地とは一部断絶されている箇所もあることから鳥類以外の動物の移動経路としての機能を有するかが懸念される。については、鳥類以外の動物における移動経路の機能について予測及び評価を行うこと。
- (2) 予測及び評価の結果、生態系保全上重要な自然環境としている「インジャーの枯れ谷地形とガジュマル・ハマユビワ林」は、計画段階環境配慮書において設定された配置案A案では消失するとしているが、環境配慮の方向性が示されていない。については、当該

事項に関する環境配慮の方向性を検討し、計画段階配慮事項について再評価を行った上で配置案を選定すること。

- (3) 目標等との整合性においては、「生物多様性おきなわ戦略」との整合も図ること。

6 景観

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 評価において、「沖縄県景観形成基本計画」や、「宜野湾市景観計画」との整合について検討されているが、景観の影響を受ける範囲であると想定される地域に含まれている北谷町の景観計画等との整合性についても検討すること。
- (2) 評価の結果、配置案間の相違点は枯れ谷地形のインジャーの樹林地の残存面積としているが、当該事項に関連した環境配慮の方向性が示されていないことから、当該事項に関連した環境配慮の方向性を検討した上で、計画段階配慮事項の評価を行うこと。

7 人と自然との触れ合い活動の場

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 人と自然との触れ合い活動の場は、場へのアクセス性も重要であることから、チューナーガーへのアクセス性についても調査、予測及び評価すること。また、湧水群と幹線道路との位置関係を把握することができる地形図を示した上で、予測及び評価を行うこと。
- (2) 予測の結果において、「周囲の計画道路における路面の高さや住宅等の高さ次第では、新たな人工物が視認されるようになる」としているが、当該事項に係る環境配慮の方向性が示されていないことから、当該事項に関連した環境配慮の方向性を検討し、計画段階配慮事項の評価を行うこと。

8 歴史的・文化的環境

【配置案の選定に当たって講ずべき事項】

- (1) 予測及び評価は、文化財等、御嶽・拝所、伝統的な行事・祭礼の場及び埋蔵文化財包蔵地の減少数で行っているが、これらの重要性や、住民等の意向も踏まえ予測及び評価を行うこと。
- (2) 湧水群については、水象の項目にて調査、予測及び評価を行っているが、歴史的・文化的な資源としての重要性についても可能な限り調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境配慮の方向性において、「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）」及び「宜野湾市生活環境保全条例（昭和 48 年条例第 20 号）」を踏まえ適切な保存・活用を図るとしているが、「宜野湾市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 23 号）」及び「沖縄県文化財保護条例（昭和 47 年条例第 25 号）」も踏まえること。